

露店等開設届出書

不特定多数の集客が見込まれる催しで、対象火気器具等※及び食品営業自動車（キッチンカー）を使用する場合

該当例：祭り、縁日、花火大会、屋外のイベントなど

※ 対象火気器具等とは液体燃料（ガソリン等）、気体燃料（プロパンガス等）、固体燃料（炭等）、電気（IH等）を熱源として火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生するおそれのある器具（コンロ、発電機、ストーブ、グリドルなど）



● 町内会や近親者によるBBQなどの参加者がいる程度限定されるものは
露店等開設届出は不要



★ 必要書類 ★

- 露店等開設届出書
- イベント等の概要（企画書・パンフレット等）
- 実施場所の案内図・配置図（レイアウト図）
 - ・レイアウト図に下記の内容を記載してください。
 - ・対象火気器具等の設置場所
 - ・対象火気器具等の仕様書・燃料の量・数
 - ・消火器の設置場所

★ 消火器 ★

- 対象火気器具等ごとに1本準備してください。
- 新規格の業務用消火器を準備してください。
- 常時使用可能な状態で配置してください。



★ ガソリン等を燃料とする発電機 ★

- 燃料を保管する場合は、周囲に火気の使用がなく、日光等による温度変化が少ない安全な場所で主催者がまとめて管理してください。
- 催し開催中の給油及び注油は、**原則禁止**としてください。
- 発電機等に燃料の注油を行う場合には、火災発生危険を十分に考慮した上で、安全な距離を保った場所で、適切な取扱いを行ってください。
- 発電機の周囲に囲いをするなど一般の人が容易に近づけないように措置をしてください。
- 燃料の量については、その都度、青葉消防署総務・予防課予防係に相談してください。

<問い合わせ先>

青葉消防署総務・予防課 予防係 電話/FAX 045-974-0119
E-メール sy-aoba-yobo@city.yokohama.jp